

岐阜県パートナー犬協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は「岐阜県パートナー犬協会」（以下「本団体」という。）と称する。
英語名称は Gifu Partner Dog Association とする。

(所在地)

第2条 本団体の主たる活動拠点は岐阜県各務原市に置く。

第2章 目的および活動

(目的)

第3条 本団体は、人と犬が互いに寄り添い、小さな「優しさ」や「支え合い」が連鎖し、岐阜県から全国に良い変化（バタフライエフェクト）を生み出す社会を実現することを目的とする。

そのため、パートナー犬（補助犬・介助犬・セラピー犬等）に関する育成・普及・啓発・協働を進め、福祉・教育・地域防災等の分野において地域社会の発展に寄与する。

(活動内容)

第4条 本団体は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. パートナー犬の育成、訓練、普及、活動支援
2. 補助犬に関する啓発および協働体制の構築
3. セラピー犬等による福祉・教育・医療・地域連携活動
4. 子ども・高齢者・障害者等との共生機会の創出
5. パピーウォーカーおよびボランティア育成支援
6. 地域課題解決に資する協働モデルの創出
7. 犬との共生文化の普及・啓発
8. 調査研究、政策提言および情報発信
9. 行政・企業・地域団体等との協働
10. 寄付金・助成金等を活用した運営基盤の整備
11. その他目的達成に必要な事業

(活動範囲)

第5条 本団体の主たる活動範囲は岐阜県内とする。ただし、本団体の目的を達成するために必要な場合は、県外の団体・行政機関・企業等との協働・連携を妨げない。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 本団体の会員は次のとおりとする。

1. 正会員（団体運営に参画する個人または法人）
2. 賛助会員（活動を支援する個人または法人）
3. 名誉会員（功労者等）

(入会)

第7条 入会を希望する者は所定の申込みを行い、代表または役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会費については別途「会費規程」により定める。

(退会)

第9条 会員は退会届を提出することで退会できる。

(除名)

第10条 本団体の目的に著しく反する行為等があった場合、役員会の議決により除名することができる。

第4章 会議体

(総会)

第11条 総会は本団体の最高意思決定機関とし、次の事項を審議・決定する。

1. 活動方針
2. 予算および決算
3. 規約の改廃
4. その他重要事項

(役員会)

第12条 役員会は代表、副代表、事務局長、会計その他必要な役員で構成し、日常運営に関する事項を審議する。

第5章 役員

(役員)

第13条 本団体に次の役員を置く。

1. 代表

2. 副代表
3. 事務局長
4. 会計
5. 顧問
6. その他必要に応じ若干名

(役員の職務)

第 14 条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 代表は本団体を総括し、対外的にこれを代表する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は本団体の事務および運営を統括する。
4. 会計は収支の管理を行い、総会に報告する。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 16 条 本団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計報告)

第 17 条 会計は毎年度の収支をまとめ、総会に報告する。

第 7 章 規約の変更・解散

(規約変更)

第 18 条 本規約の変更は総会の議決により行う。

(解散)

第 19 条 本団体の解散は総会の議決による。

(残余財産)

第 20 条 解散時の残余財産は、総会で定める公益性の高い団体に寄付するものとする。

附属規程 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、岐阜県パートナーズ協会（本団体）が受け入れる寄付金の管理および運用について定める。

(寄付金の種類)

第2条 寄付金は次のとおり区分する。

1. 一般寄付金
2. 指定寄付金
3. 事業寄付金

(寄付金の受入れ)

第3条 寄付金の受入れは代表または役員会の承認による。

(寄付金の管理)

第4条 寄付金は適切に管理し、収支を明確に記録する。

(寄付金の使途)

第5条 寄付金は以下の用途に使用する。

1. パートナーズ協会の育成・訓練・普及
2. 事業運営に必要な設備費・人件費
3. 福祉・教育・防災等の公益事業
4. その他役員会が認めた用途

(報告)

第6条 寄付金の収支は総会に報告する。

(返還)

第7条 受領した寄付金は原則返還しない。

附則（寄付金の取扱い）

(寄付金の区分)

第1条 本会が受領する寄付金は、次の3区分とする。

1. 一般寄付金

寄付者が使途を指定しない寄付金をいう。本会の目的達成のために必要な事業および運営に広く充当することができる。

2.指定寄付金

寄付者が特定の用途を指定した寄付金をいう。本会は、指定された目的に限りこれを使用するものとする。

3.事業寄付金

本会が提示する特定の事業又はプロジェクトの実施に充当することを目的として受領する寄付金をいう。

(管理及び会計処理)

第2条 前条に定める寄付金は、区分ごとに収支を明確にし、適正に管理するものとする。

2 指定寄付金及び事業寄付金については、寄付の趣旨および目的外使用の禁止を遵守し、必要に応じて寄付者に報告を行うことができる。

3 寄付金の受領、管理及び報告に関して必要な事項は、代表者が別に定める。

(寄付金の返還)

第3条 本会の責めに帰すべき事由により、指定寄付金または事業寄付金が寄付者の意図する目的に使用できなくなった場合、本会は寄付者と協議の上、その全部又は一部を返還することができる。

(附則)

第4条 本附則は、令和7年12月5日より施行する。

別紙（第 12 条関連）